

様式第2号（第3条関係）

建築行為等許可通知書

七ヶ浜町指令第 号							
申請者	住所 氏名						
年 月 日付け土地区画整理法第76条第1項の規定による申請については、 次の条件を付して許可する。							
年 月 日 七ヶ浜町長 印							
許 可 内 容							
申請行為の場所	(街区 番)						
仮換地の指定	<input type="checkbox"/> 指定済 <input type="checkbox"/> 未指定 <input type="checkbox"/> 借地権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無						
仮換地指定年月日	年 月 日 <input type="checkbox"/> 仮換地面積 <input type="checkbox"/> m ²						
土地所有者の住所氏名及び土地使用承諾	住所 氏名 印 使用敷地面積 m²						
申請行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物等の新築 <input type="checkbox"/> 建築物等の改築 <input type="checkbox"/> 建築物等の増築 <input type="checkbox"/> 土地の区画形質変更 <input type="checkbox"/> 物件の設置又は堆積 <input type="checkbox"/> その他						
概	階 別	1 階	2 階	階	階	合 計	構 造
	建築行為	申請部分					
	床面積 m ²	申請以外の部分					建築用途
	要	計					
建築以外の行為	種別	数量		概要			
工事着手及び完了予定日	着手 年 月 日			完了 年 月 日			
(※) 許可条件 1 土地区画整理事業上支障があるときは、施行者の指示に従い撤去又は移転をすること。 2 公共物等を破損したときは、施行者の指示に従い原形に復旧すること。 3 工事を完了したときは、7日以内に建築行為等完了届（様式第4号）を提出すること。							
(教示) 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（この処分について審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、七ヶ浜町を被告として仙台地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができます。							

注1 ※欄には何も記入しないでください。

注2 許可内容に違反した建築物等については、その許可は無効とされますから、許可を受けた建築物等を設計変更しようとするときは、改めて許可を受けてください。

注3 許可を受けた建築を取り止めたときは、速やかに施行者に届け出てください。